

審 査 基 準

平成18年 5月26日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第8条第2項
処 分 の 概 要： 通行許可
原権者（委任先）： 警察署長（高速自動車国道等における交通警察に関する事務を 処理する警視以上の警察官を含む）
法 令 の 定 め： 道路交通法施行令第6条（通行を禁止されている道路における通行の許可） 道路交通法施行規則第5条（通行禁止道路通行許可証の様式等） 青森県道路交通規則第8条（警察署長の通行禁止道路における通行の許可）
審 査 基 準： 別紙参照
標 準 処 理 期 間： 5日
申 請 先： 申請書は、通行が禁止されている道路又はその部分を管轄する警 察署の交通課（係）窓口にて提出してください。
問 い 合 わ せ 先： 警察署 青森県警察本部交通部交通規制課規制第二係（電話017-723-4211）
備 考：